

役員 の 報 酬 等 に 関 す る 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人鶴学園（以下「学園」という。）における役員 の報酬等に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である役員をいい、そのうち理事を常勤理事、監事を常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、常勤の役員以外の役員をいい、そのうち理事を非常勤理事、監事を非常勤監事という。

(服務の根本)

第3条 役員は、学園の建学の精神「教育は愛なり」及び教育方針「常に神と共に歩み社会に奉仕する」を体得し、率先してその実践に努めるものとする。

(役員 の 任 免)

第4条 役員 の 任 免 は、学 校 法 人 鶴 学 園 寄 附 行 為（以下「寄附行為」という。）及び同寄附行為施行細則（以下「施行細則」という。）の定めるところによる。

(役員 の 職 務)

第5条 役員 の 職 務 に つ い て は、寄 附 行 為 及 び 施 行 細 則 に 規 定 す る も の の ほ か、理 事 長 か ら 任 を 受 け た 事 項 に あ た る も の と す る。

(常勤役員 の 報 酬 等)

第6条 常勤役員 の 報 酬 等 に つ い て は、次 の と お り と す る。

(1) 本 俸

別表1の常勤理事俸給表1・2及び指定職俸給表を適用するものとし、その適用区分は次のとおりとする。

- ① 常勤理事俸給表1 常勤理事（指定職俸給表適用者は除く。）
- ② 常勤理事俸給表2 勤務日が週3日程度の常勤理事、常勤監事
- ③ 指定職俸給表 総長、副総長、学長、校長、局長

(2) 賞 与

- ① 常勤理事俸給表1及び指定職俸給表の適用を受ける者は、本俸月額に別表2に掲げる賞与の支給割合を乗じた額
- ② 常勤理事俸給表2の適用を受ける者は、夏季及び冬季に本俸各1月分

(3) 常勤理事手当

常勤理事（勤務日が週3日程度の常勤理事は除く。）に対して、別表3のとおり常勤理事手当を支給する。

2 常勤理事に通勤手当支給規則に基づく通勤手当を支給する。

(非常勤役員 の 報 酬 等)

第7条 非常勤役員 の 本 俸 は、月 額 100,000 円 と す る。

- 2 非常勤役員 の 賞 与 は、夏 季 及 び 冬 季 に 本 俸 各 1 月 分 と す る。
- 3 非常勤役員 に 必 要 に 応 じ て 交 通 費 を 支 給 す る。

(退職金等)

第8条 役員の退職金の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 常勤理事俸給表1の適用を受ける者は、退職時の本俸月額に別表4に定める勤続期間に応じた支給率を乗じた額
- (2) 指定職俸給表の適用を受ける者は、次の①及び②を合算した額とする。ただし、教職員としての身分を有していない者については、前号の取扱いを適用する。
 - ① 退職時の本俸月額（教職員としての本俸月額）に退職手当支給規程に定める勤続期間に応じた支給率を乗じた額
 - ② 別表5に定める勤続期間に応じた退職慰労金支給額
- (3) 常勤理事俸給表2の適用を受ける常勤理事については、別に定める。
- (4) 監事及び非常勤理事については、別表5に定める勤続期間に応じた退職慰労金支給額（報酬等の支出）

第9条 役員の報酬等の支出は、次のとおりとする。

- (1) 役員に対する報酬及び通勤手当については、役員報酬から支出する。ただし、報酬のうち常勤理事手当を除くものについて、学長及び校長にあっては教員人件費から、局長にあっては職員人件費から支出する。
- (2) 前項に定めるもののほか、報酬等の支出について必要な事項は、別に定める。

（出張に係る取扱い）

第10条 出張に係る旅費については、次に掲げる表による。

- (1) 別表6の1 国内出張に係る交通費、日当及び宿泊料の額
- (2) 別表6の2 外国出張に係る日当、宿泊料の額

2 前項の規定に定めるもののほか、出張に係る旅費については教職員の例による。

（雇用保険等の取扱い）

第11条 役員の私学共済、雇用保険等の加入については、それぞれの法令の定めるところによる。

（休退職等の取扱い）

第12条 休退職等については、次のとおりとする。

- (1) 休職については、病気等の理由により欠勤が連続2月を超えた場合は休職とし、その休職期間は、原則として6月とする。欠勤、休職中の報酬、復職等については、理事長が理事会に諮って定めるものとする。
- (2) 退職については、寄附行為及び施行細則の定めるところによる。ただし、契約で定めた者については、その契約の定めによるものとし、前号の休職期間が満了した者についてはその満了したときとする。

（雑 則）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要があると認める事項については、理事長が理事会に諮って定める。

（改 廃）

第14条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日に在籍している役員の退職金及び退職慰労金については、改正前と改正後のいずれか高い方を適用する。

別表 1

常勤理事俸給表 1

(令和 2 年 4 月 1 日)

号 俸	俸 給 月 額
1	500,000 円
2	655,000
3	784,000
4	903,000
5	1,066,000
6	1,211,000
7	1,346,000
8	1,481,000
9	1,616,000
10	1,751,000
11	1,886,000
12	2,021,000

常勤理事俸給表 2

(令和 2 年 4 月 1 日)

号 俸	俸 給 月 額
1	200,000 円
2	250,000
3	300,000
4	350,000
5	400,000

指定職俸給表

(令和 2 年 4 月 1 日)

号 俸	俸 給 月 額
1	500,000 円
2	655,000
3	784,000
4	903,000
5	1,066,000
6	1,211,000
7	1,346,000
8	1,481,000
9	1,616,000
10	1,751,000
11	1,886,000
12	2,021,000

別表 2 賞与の支給割合

令和 2 年度以降

支給期	支給割合
夏 季	2.15
冬 季	2.35
計	4.5

別表3

常勤理事手当

役職名	支給月額
理事長・総長	150,000 円
副理事長・副総長・学長・校長・局長	100,000 円
その他の常勤理事	50,000 円

別表4

退職金支給率

勤続期間	支給率	勤続期間	支給率
1年以上	0.900	18年以上	24.800
2年以上	1.800	19年以上	27.430
3年以上	2.700	20年以上	30.050
4年以上	3.600	21年以上	32.680
5年以上	4.500	22年以上	35.310
6年以上	5.500	23年以上	37.940
7年以上	6.600	24年以上	40.560
8年以上	7.700	25年以上	43.190
9年以上	9.120	26年以上	45.820
10年以上	10.640	27年以上	48.450
11年以上	12.260	28年以上	51.070
12年以上	13.980	29年以上	53.700
13年以上	15.700	30年以上	55.500
14年以上	17.420	31年以上	57.000
15年以上	19.240	32年以上	58.500
16年以上	21.060	33年以上	60.000
17年以上	22.880		

備考 勤続期間が33年を超える場合または特別の事情がある場合は、別途理事会に諮り決定する。

別表5

退職慰労金支給額 (単位:円)

役職名 勤続期間	常勤理事	常勤監事	非常勤理事 非常勤監事
2年まで	300,000	50,000	40,000
4年まで	600,000	100,000	80,000
8年まで	900,000	200,000	160,000
12年まで	1,100,000	300,000	240,000
16年まで	1,200,000	400,000	320,000
20年まで	1,300,000	500,000	400,000
24年まで	1,400,000	600,000	480,000
28年まで	1,500,000	700,000	560,000
32年まで	1,600,000	800,000	640,000
36年まで	1,700,000	900,000	720,000
40年まで	1,800,000	1,000,000	800,000

別表6の1

国内出張に係る交通費、日当及び宿泊料の額

(単位：円)

交通費					日 当		宿泊料		
鉄道運賃		船賃	電車 バス賃	航空賃	車賃	県内	県外	甲地方	乙地方
新幹線	在来線 (私鉄を含む)								
実費	実費	一等 又は グリーン	実費	実費	1 km当 り 20 円を 乗じた額	2,200	4,000	15,000	13,000

別表6の2

外国出張に係る日当、宿泊料の額

(単位：円)

日 当 ・ 宿 泊 料 の 別	日当・宿泊料の単価 (右にかかげる場合を除く) (A)			同一地方における滞在期間のうち、その地域に到着した日の翌日から起算して 30 日を超える部分に係る単価 (B)			同一地方における滞在期間のうち、その地域に到着した日の翌日から起算して 60 日を超える部分に係る単価 (C)		
	甲地方	乙地方	丙地方	甲地方	乙地方	丙地方	甲地方	乙地方	丙地方
日 当	7,000	5,600	5,100	6,300	5,000	4,600	5,600	4,500	4,100
宿 泊 料	21,500	17,200	15,500	19,400	15,500	14,000	17,200	13,800	12,400